

(役員報酬)

第 21 条 役員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、総会の議決により慰労金又は常勤の役員に対する報酬を支給することができる。